

市区町村別集計項目(推進体制等)

秋田県	
市区町村数	25

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	問1		問2-1	問2-2	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2023年4月1日現在で有効なもの)				
			担当課(室)名	所属	事務所掌	庁内連絡会議の有無	諮問機関の有無	問3-1 有			問3-1 無	問4-1 有			問4-1 無
								問3-2 条例名称	問3-2 公布日(西暦)	問3-2 施行日(西暦)	問3-3 現在の状況	問4-2 計画名称	問4-2 計画期間	問4-2 女性活躍推進法との関係	問4-3 計画策定の方法
					8	16	4					25			
5	201	秋田市	生活総務課	1	2	0	1				0	第6次秋田市男女共生社会への市民行動計画	2023年4月1日 ~ 2028年3月31日	1	1
5	202	能代市	市民活力推進課	1	2	0	1				0	第2次能代市男女共同参画計画	2018年4月1日 ~ 2028年3月31日	1	1
5	203	横手市	地域づくり支援課	1	2	1	1				0	横手市男女共同参画行動計画第4次計画	2021年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1
5	204	大館市	企画調整課	1	2	0	0				3	第3次大館市男女共同参画社会推進計画	2021年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1
5	206	男鹿市	企画政策課	1	2	0	0				0	第4次男鹿市男女共同参画計画	2021年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1
5	207	湯沢市	まちづくり協働課	1	2	1	1	湯沢市男女共同参画推進条例	2013年3月21日	2013年4月1日		湯沢市第4次男女共同参画計画	2021年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1
5	209	鹿角市	生活環境課	1	2	1	1				0	第4次鹿角市男女共同参画計画	2021年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1
5	210	由利本荘市	総合政策課	1	2	0	1	由利本荘市男女共同参画推進条例	2009年3月25日	2009年4月1日		第4次由利本荘市男女共同参画計画	2021年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1
5	211	潟上市	企画政策課	1	2	1	1	潟上市男女共同参画推進条例	2006年3月28日	2006年3月28日		第4次潟上市男女共同参画推進計画	2021年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1
5	212	大仙市	総合政策課	1	2	1	1	大仙市男女共同参画推進条例	2008年9月24日	2008年10月1日		第3次大仙市男女共同参画プラン	2020年4月1日 ~ 2025年3月31日	1	1
5	213	北秋田市	生活課	1	2	1	1				0	第3次北秋田市男女共同参画計画	2021年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1
5	214	にかほ市	子育て支援課	1	2	1	1				0	第4次にかほ市男女共同参画計画	2022年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	1
5	215	仙北市	まちづくり課	1	2	0	1				0	第4次仙北市男女共同参画計画	2022年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	1
5	303	小坂町	総務課	1	2	0	0				0	第3次小坂町男女共同参画推進計画	2022年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	1
5	327	上小阿仁村	総務課	1	2	1	1				0	上小阿仁村男女共同参画計画	2020年4月1日 ~ 2025年3月31日	1	1
5	346	藤里町	総務課	1	2	0	0				0	藤里町男女共同参画社会づくり基本計画	2016年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1
5	348	三種町	企画政策課	1	2	0	1				0	第4次三種町男女共同参画推進計画	2022年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1
5	349	八峰町	総務課	1	2	0	0				0	八峰町男女共同参画基本計画	2022年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	1
5	361	五城目町	総務課	1	2	0	0				0	五城目町男女共同参画計画	2019年4月1日 ~ 2024年3月31日	0	1
5	363	八郎潟町	総務課	1	2	0	0				0	八郎潟町男女共同参画計画	2022年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	1
5	366	井川町	総務課	1	2	0	0				0	第4次井川町男女共同参画計画	2023年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1
5	368	大湯村	福祉保健課	1	2	0	1				0	第4次大湯村男女共同参画社会行動計画	2020年4月1日 ~ 2025年3月31日	1	1
5	434	美郷町	企画財政課	1	2	0	1				0	第3次美郷町男女共同参画みさと計画	2022年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	1
5	463	羽後町	企画財政課	1	2	0	1				2	羽後町男女共同参画社会行動計画 第4次計画	2019年4月1日 ~ 2024年3月31日	1	1
5	464	東成瀬村	企画課	1	2	0	0				0	東成瀬村男女共同参画計画	2014年4月1日 ~ 2024年3月31日	0	1

<選択肢回答>

- | | | | | |
|--------------------------------|-----------------------------|---|--|------------------------------------|
| 所属
1 首長部局
2 教育委員会 | 庁内連絡会議
1 有
0 無 | 男女共同参画に関する条例
現在の状況
1 2024年3月末までの制定を目途に検討中
2 2023年度以降の制定を目途に検討中
3 その他
0 検討していない | 男女共同参画に関する計画
女性活躍推進法の推進計画との関係
1 一体
0 一体でない
計画の策定方法(総合計画の一部として策定している場合、「問4-2 計画名称」は括弧書きで表記)
1 単独計画として策定
0 総合計画の一部として策定 | 現在の状況
1 策定予定有
0 策定予定無 |
|--------------------------------|-----------------------------|---|--|------------------------------------|

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2023年4月1日現在で開設済の施設)																
			問6-1		問6-4 所在地等					問6-3 施設形態		問6-5 管理・運営主体							
			名称	愛称・通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単独	複合	施設管理			事業運営				
												直営	指定管理者	その他	直営	指定管理者	その他		
			8									2	6	7	1	0	7	0	1
5	201	秋田市																	
5	202	能代市	能代市男女共同参画支援コーナー		016-0842	能代市追分町4-26 能代市勤労青少年ホーム内	0185-52-0355	0185-52-0355	https://www.city.noshiro.lg.jp/sangyo/danjo-kyodo/5969		○		○						○
5	203	横手市																	
5	204	大館市																	
5	206	男鹿市	男鹿市男女共同参画推進活動室		010-0511	男鹿市船川港比詰字大沢田44-4	0185-24-3140					○	○					○	
5	207	湯沢市	湯沢市男女共同参画センター	はあとぴあ	012-0826	湯沢市柳町二丁目1番39号	0183-72-5750	0183-72-5750	https://www.city-yuzawa.jp/soshiki/3/114.html		○	○						○	
5	209	鹿角市																	
5	210	由利本荘市	由利本荘市男女共同参画推進活動室		015-0076	由利本荘市東町15	0184-24-6226	0184-23-1322		○		○						○	
5	211	潟上市	潟上市男女共同参画センター	ウイズ	018-1401	潟上市昭和久保字元木田152番地	018-853-5302	018-853-5211	https://www.city.katagami.lg.jp/gyosei/machizukuri/daniokiyodo/559.html	○		○						○	
5	212	大仙市																	
5	213	北秋田市	北秋田市男女共同参画活動拠点施設	ハートフルプラザ北秋田	018-3311	北秋田市材木町2番2号(北秋田市交流センター内)	0186-63-2321	0186-63-2322			○	○						○	
5	214	にかほ市																	
5	215	仙北市	仙北市男女共同参画拠点施設	角館交流センター	014-0368	仙北市角館中菅沢77-30	0187-54-1003	0187-54-1004			○	○						○	
5	303	小坂町																	
5	327	上小阿仁村																	
5	346	藤里町																	
5	348	三種町																	
5	349	八峰町																	
5	361	五城目町																	
5	363	八郎潟町																	
5	366	井川町																	
5	368	大潟村	大潟村男女共同参画拠点施設	ちゃっこ	010-0443	南秋田郡大潟村字中央1番地21	0185-45-2611					○	○					○	
5	434	美郷町																	
5	463	羽後町																	
5	464	東成瀬村																	

市区町村別集計項目(総合的な施設)No. 2

秋田県

都道府県	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設 (2023年4月1日現在で開設済の施設)														
			問6-1 名称	問6-2 設立年月日	問6-6 職員数(人)		問6-7 予算額(千円)	問6-8 主な事業									その他
					用常勤(雇用(任用)期間の定めがない職員)	用非常勤(雇用(任用)期間の定めがある職員)		広報啓発	講座	相談事業	情報収集・提供	苦情処理	交流促進	企業・NPOとの連携	国際交流	調査研究	
			8					4	0	1	3	0	3	0	0	0	
5	201	秋田市			0	0	0										
5	202	能代市	能代市男女共同参画支援コーナー	2004年11月1日	0	0	0	○									
5	203	横手市			0	0	0										
5	204	大館市			0	0	0										
5	206	男鹿市	男鹿市男女共同参画推進活動室	2005年2月1日	0	1	1,970					○					健康づくりクラブ活動、文章教室
5	207	湯沢市	湯沢市男女共同参画センター	2006年4月1日	0	4	2,634	○		○							貸し会議室
5	209	鹿角市			0	0	0										
5	210	由利本荘市	由利本荘市男女共同参画推進活動室	2005年3月22日	1	0	556	○									
5	211	潟上市	潟上市男女共同参画センター	2006年3月28日	0	0	116				○		○				ボランティア活動などの活動の場の提供
5	212	大仙市			0	0	0										
5	213	北秋田市	北秋田市男女共同参画活動拠点施設	2006年4月1日	0	0	0										男女共同参画社会の形成を推進しようとする団体への活動場所の提供
5	214	にかほ市			0	0	0										
5	215	仙北市	仙北市男女共同参画拠点施設	2006年3月31日	3	0	0				○						
5	303	小坂町			0	0	0										
5	327	上小阿仁村			0	0	0										
5	346	藤里町			0	0	0										
5	348	三種町			0	0	0										
5	349	八峰町			0	0	0										
5	361	五城目町			0	0	0										
5	363	八郎潟町			0	0	0										
5	366	井川町			0	0	0										
5	368	大潟村	大潟村男女共同参画拠点施設	2006年3月1日	0	0	0	○					○				コピー機等の設置
5	434	美郷町			0	0	0										
5	463	羽後町			0	0	0										
5	464	東成瀬村			0	0	0										

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画に関する宣言			問5 首長、自治会長等の状況(2023年7月1日現在)														
			問7-2			市区長数	うち		副市区長数	うち		町村長数	うち		副町村長数	うち		自治会長数	うち	
			宣言年月日	宣言名称	宣言の形態		女性市区長数	女性比率(%)		女性副市区長数	女性比率(%)		女性町村長数	女性比率(%)		女性副町村長数	女性比率(%)		女性自治会長数	女性比率(%)
			9			13	0	0.0	17	0	0.0	12	0	0.0	11	0	0.0	4,525	130	2.9
5	201	秋田市	2015年10月31日	秋田市男女共生推進都市宣言	1	1	0	0.0	2	0	0.0							1011	49	4.8
5	202	能代市	2010年11月3日	能代市男女共同参画都市宣言	1	1	0	0.0	1	0	0.0							349	4	1.1
5	203	横手市	2008年10月4日	横手市男女共同参画都市宣言	1	1	0	0.0	2	0	0.0							621	45	7.2
5	204	大館市				1	0	0.0	1	0	0.0									
5	206	男鹿市	2012年3月20日	男鹿市男女共同参画都市宣言	1	1	0	0.0	1	0	0.0							144	4	2.8
5	207	湯沢市				1	0	0.0	1	0	0.0							320	1	0.3
5	209	鹿角市				1	0	0.0	1	0	0.0							188	0	0.0
5	210	由利本荘市	2009年4月1日	由利本荘市男女共同参画宣言	1	1	0	0.0	2	0	0.0							484	5	1.0
5	211	潟上市	2006年6月23日	男女共同参画かたがみ宣言	2	1	0	0.0	1	0	0.0							108	2	1.9
5	212	大仙市	2007年11月17日	大仙市男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	2	0	0.0							528	4	0.8
5	213	北秋田市				1	0	0.0	1	0	0.0							229	4	1.7
5	214	にかほ市	2011年6月1日	にかほ市男女共同参画都市宣言	1	1	0	0.0	1	0	0.0							103	2	1.9
5	215	仙北市				1	0	0.0	1	0	0.0									
5	303	小坂町										1	0	0.0	0	0		44	3	6.8
5	327	上小阿仁村										1	0	0.0	1	0	0.0	20	1	5.0
5	346	藤里町										1	0	0.0	1	0	0.0	34	0	0.0
5	348	三種町										1	0	0.0	1	0	0.0	102	5	4.9
5	349	八峰町										1	0	0.0	1	0	0.0	34	1	2.9
5	361	五城目町										1	0	0.0	1	0	0.0	70	0	0.0
5	363	八郎潟町										1	0	0.0	1	0	0.0	32	0	0.0
5	366	井川町										1	0	0.0	1	0	0.0	29	0	0.0
5	368	大潟村										1	0	0.0	1	0	0.0	22	0	0.0
5	434	美郷町										1	0	0.0	1	0	0.0	18	0	0.0
5	463	羽後町	2001年9月30日	羽後町女性議会宣言	4							1	0	0.0	1	0	0.0	21	0	0.0
5	464	東成瀬村										1	0	0.0	1	0	0.0	14	0	0.0

<選択肢回答>
 男女共同参画に関する宣言
 宣言の形態
 1 首長声明
 2 議会の議決
 3 庁内連絡会議の決定
 4 その他

調査時点コード	1	2023年4月1日	2	その他
---------	---	-----------	---	-----

都道府県	市区町村名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値						問8-2 目標設定の対象である審議会等の範囲	問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	問9-1						調査時点コード																
		問8-1		問8-2							(再掲)市町村防災会議(委員のみ)			(再掲)市町村防災会議(会長を含む)			問8 目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値	その他	問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	その他	問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	その他											
		目標値(%)	目標達成期限	審議会等数	うち女性委員数	総委員数	うち女性委員数				女性比率(%)	審議会等数	うち女性委員数	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)							委員会等数	うち女性委員数	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)			
	小計			848	690	13,109	4,363	33.3	573	459	7,612	2,018	26.5	127	74	754	126	16.7	667	84	12.6	690	84	12.2									
5	201	秋田市	50.0	2028年3月	134	121	2,296	719	31.3	1)地方自治法第202条の3に基づく審議会等 2)地方自治法第180条の5に基づく委員会等 3)要綱等により設置されている審議会・委員会・協議会等	46	41	748	177	23.7	6	4	40	7	17.5	52	7	13.5	53	7	13.2	1		1		1		
5	202	能代市	45.0	2027年4月	80	70	1,812	783	43.2	地方自治法第202条の3に基づく審議会等、地方自治法第180条の5に基づく委員会等、条例・規則・要綱等に基づく協議会等	26	20	328	90	27.4	5	3	33	5	15.2	41	10	24.4	42	10	23.8	1		1		1		
5	203	横手市	市の行政委員会並びに各種審議会における女性委員の比率を、令和7年度までにそれぞれ30%、40%をめざす。	令和7年度	46	37	623	175	28.1	法律により設置されている委員会等(地方自治法第180条の5)及び法律、条例、規則または要綱により設置されている各種審議会等	38	26	490	124	25.3	6	3	40	8	20.0	49	10	20.4	50	10	20.0	1		1		1		
5	204	大館市	30.0	2024年3月	59	46	1,021	282	27.6	全ての審議会等	48	37	882	252	28.6	5	4	33	7	21.2	40	3	7.5	41	3	7.3	1		1		1		
5	206	男鹿市	40.0	2026年3月	33	26	330	94	28.5	・法律又は政令により設置されている審議会、委員会等または条例・規則・要綱等により設置されている協議会、委員会等	21	15	228	53	23.2	5	3	33	6	18.2	29	4	13.8	30	4	13.3	1		1		1		
5	207	湯沢市	40.0	2026年3月	66	54	1,461	647	44.3	地方自治法第202条の3に基づく審議会等、その他市要綱等に基づく審議会、庁内各種審査会、プロジェクトチーム等	31	24	368	112	30.4	5	4	35	8	22.9	35	13	37.1	36	13	36.1	1		1		1		
5	209	鹿角市	40.0	2026年3月	43	35	594	212	35.7	法律や条例、規則により設置されている審議会等	18	16	214	53	24.8	5	3	27	5	18.5	26	5	19.2	27	5	18.5	1		1		1		
5	210	由利本荘市	30.0	2026年3月	27	23	414	105	25.4	地方自治法第202条の3に基づく審議会等、地方自治法第180条の5に基づく委員会等	27	21	416	102	24.5	5	4	37	6	16.2	38	4	10.5	39	4	10.3	1		1		1		
5	211	湯上市	40.0	2026年3月	42	32	426	134	31.5	条例、要綱等により設置されている会議等	35	30	376	131	34.8	5	2	31	3	9.7	0	0	0.0	0	0	0.0	1		1		1		
5	212	大仙市	35.0	2025年3月	71	57	1,485	494	33.3	地方自治法第202条の3に基づく審議会等、地方自治法第180条の5に基づく委員会等、条例・規則・要綱等に基づく協議会等	40	30	544	155	28.5	5	3	38	3	7.9	30	5	16.7	31	5	16.1	1		1		1		
5	213	北秋田市	28.7	2025年4月	76	51	898	264	29.4	地方自治法第202条の3に基づく審議会等、地方自治法第180条の5に基づく委員会等、条例・規則・要綱等に基づく協議会等	33	23	364	89	24.5	5	3	52	5	9.6	29	3	10.3	30	3	10.0	1		1		1		
5	214	にかほ市	50.0	2027年3月	29	27	325	118	36.3	地方自治法第202条の3に基づく審議会等、地方自治法第180条の5に基づく委員会等、条例・規則・要綱等に基づく協議会等	19	18	226	75	33.2	5	4	25	9	36.0	29	5	17.2	30	5	16.7	1		1		1		
5	215	仙北市	30.0	2027年3月	31	22	292	61	20.9	地方自治法202条の第3に基づく審議会等、地方自治法180条の5に基づく委員会等、規則、要綱に基づくその他の審議会等	25	19	258	56	21.7	5	2	29	3	10.3	28	0	0.0	29	0	0.0	1		1		1		
5	303	小坂町	40.0	2026年3月	25	19	217	38	17.5	地方自治法第202条の3に基づく審議会等、地方自治法第180条の5に基づく委員会等および町議会議員	19	15	182	34	18.7	5	3	23	3	13.0	26	1	3.8	27	1	3.7	1		1		1		
5	327	上小阿仁村								地方自治法第202条の3に基づく審議会や地方自治法第180条の5に基づく委員会	13	9	106	23	21.7	5	1	18	1	5.6	0	0	0.0	0	0	0.0	1		1		1		
5	346	藤里町	40.0	2026年3月	16	12	145	30	20.7	地方自治法第202条の3に基づく審議会等、地方自治法第180条の5に基づく委員会等、条例・規則・要綱等に基づく協議会等	11	9	125	27	21.6	5	3	20	3	15.0	23	1	4.3	24	1	4.2	1		1		1		
5	348	三種町	30.0	2026年3月	29	21	322	74	23.0	地方自治法第202条の3に基づく審議会等、地方自治法第180条の5に基づく委員会等、条例・規則・要綱等に基づく協議会等	16	12	187	50	26.7	5	3	36	6	16.7	20	2	10.0	21	2	9.5	1		1		1		
5	349	八峰町	50.0	2027年3月	13	11	144	50	34.7	地方自治法第203条の3及び同180条の5に基づく審議会	8	8	118	44	37.3	5	3	26	6	23.1	19	2	10.5	20	2	10.0	1		1		1		
5	361	五城目町									12	8	174	28	16.1	5	2	26	5	19.2	34	4	11.8	35	4	11.4	1		1		1		
5	363	八郎潟町									21	19	222	65	29.3	5	2	25	4	16.0	13	0	0.0	14	0	0.0	1		1		1		
5	366	井川町									7	5	70	12	17.1	5	3	23	5	21.7	15	0	0.0	16	0	0.0	1		1		1		
5	368	大潟村	35.0	2025年3月	18	16	204	55	27.0	地方自治法第202条の3に基づく審議会等、地方自治法第180条の5に基づく委員会等、条例・規則・要綱等に基づく協議会等 農業委員会	11	11	144	36	25.0	5	3	26	5	19.2	24	2	8.3	25	2	8.0	1		1		1		
5	434	美郷町	農業委員における女性登用目標30%(達成期限なし)																														
5	463	羽後町									15	13	175	50	28.6	5	2	29	4	13.8	22	1	4.5	23	1	4.3	1		1		1		
5	464	東成瀬村	40.0	2024年3月	9	9	84	27	32.1	地方自治法第202条の3に基づく審議会等、地方自治法第180条の5に基づく委員会等	10	10	129	30	23.3	5	4	21	6	28.6	25	1	4.0	26	1	3.8	1		1		1		

調査時点コード	1	2023年4月1日	2	その他
---------	---	-----------	---	-----

都道府県 市区町村 コード	市区町村 名	問11-1 管理職の在職状況														問11-2 職務上の地位別職員在職状況														問11-2		問11-5 本庁の防災・危機管理部署への配置状況					問11-5																								
		管理職 総数	うち 女性 数	女性 比率 (%)	うち一般行政職				部長 長 相当 職	うち 女性 数	女性 比率 (%)	うち一般行政職				課長 相当 職	うち 女性 数	女性 比率 (%)	うち一般行政職				課長 補佐 相当 職	うち 女性 数	女性 比率 (%)	係長 相当 職	うち 女性 数	女性 比率 (%)	係長 相当 職	うち 女性 数	女性 比率 (%)	調査 時点 コード	その他	防 災 部 局 職 員 数	うち 女性 数	女性 比率 (%)	うち管理職		調査 時点 コード	その他																					
					管理職 総数	うち 女性 数	女性 比率 (%)	うち 女性 数				女性 比率 (%)	うち 女性 数	女性 比率 (%)	うち 女性 数				女性 比率 (%)	うち 女性 数	女性 比率 (%)	うち 女性 数															女性 比率 (%)	うち 女性 数			女性 比率 (%)	うち 女性 数	女性 比率 (%)	うち 女性 数	女性 比率 (%)	うち 女性 数	女性 比率 (%)	うち 女性 数	女性 比率 (%)	うち 女性 数	女性 比率 (%)	うち 女性 数	女性 比率 (%)	うち 女性 数	女性 比率 (%)	うち 女性 数	女性 比率 (%)	うち 女性 数	女性 比率 (%)	うち 女性 数	女性 比率 (%)
5 201	秋田市	1,333	281	21.1	1,047	193	18.4	194	21	10.8	147	7	4.8	162	23	14.2	118	17	14.4	977	237	24.3	782	169	21.6	1,473	531	36.0	1,110	325	29.3	1,963	685	34.9	1,376	393	28.6	1	138	20	14.5	35	1	2.9	1																
5 202	能代市	225	41	18.2	195	35	17.9	29	3	10.3	25	3	12.0	47	4	8.5	41	4	9.8	149	34	22.8	129	28	21.7	262	55	21.0	240	49	20.4	452	132	29.2	373	105	28.2	1	15	3	20.0	6	1	16.7	1																
5 203	横手市	58	11	19.0	56	11	19.6	10	1	10.0	10	1	10.0	9	1	11.1	9	1	11.1	39	9	23.1	37	9	24.3	46	15	32.6	44	14	31.8	42	4	9.5	40	4	10.0	1	4	0	0.0	1	0	0.0	1																
5 204	大館市	143	34	23.8	84	16	19.0	15	2	13.3	9	0	0.0	45	6	13.3	21	3	14.3	83	26	31.3	54	13	24.1	186	65	34.9	94	17	18.1	384	156	40.6	219	74	33.8	1	4	1	25.0	2	0	0.0	1																
5 206	男鹿市	72	11	15.3	48	4	8.3	15	2	13.3	10	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	57	9	15.8	38	4	10.5	95	37	38.9	46	9	19.6	176	58	33.0	82	14	17.1	1	5	0	0.0	2	0	0.0	1																
5 207	湯沢市	46	12	26.1	25	3	12.0	16	2	12.5	6	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	30	10	33.3	19	3	15.8	101	48	47.5	61	26	42.6	92	45	48.9	49	17	34.7	1	7	1	14.3	2	0	0.0	1																
5 209	鹿角市	46	4	8.7	45	4	8.9	10	0	0.0	10	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	36	4	11.1	35	4	11.4	63	16	25.4	63	16	25.4	116	49	42.2	95	42	44.2	1	6	0	0.0	1	0	0.0	1																
5 210	由利本荘市	48	12	25.0	42	10	23.8	10	2	20.0	9	1	11.1	6	1	16.7	6	1	16.7	32	9	28.1	27	8	29.6	51	21	41.2	42	17	40.5	82	27	32.9	68	21	30.9	1	2	0	0.0	1	0	0.0	1																
5 211	湯上市	101	8	7.9	83	8	9.6	21	1	4.8	19	1	5.3	7	1	14.3	3	1	33.3	73	6	8.2	61	6	9.8	92	27	29.3	68	18	26.5	85	18	21.2	66	12	18.2	1	6	1	16.7	2	0	0.0	1																
5 212	大仙市	34	9	26.5	31	6	19.4	7	0	0.0	7	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	27	9	33.3	24	6	25.0	55	28	50.9	39	17	43.6	8	2	25.0	8	2	25.0	1	3	0	0.0	1	0	0.0	1																
5 213	北秋田市	182	55	30.2	142	41	28.9	15	3	20.0	11	0	0.0	22	5	22.7	21	4	19.0	145	47	32.4	110	37	33.6	257	102	39.7	228	86	37.7	108	33	30.6	83	19	22.9	1	11	1	9.1	3	0	0.0	1																
5 214	にかほ市	46	5	10.9	35	4	11.4	14	1	7.1	11	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	32	4	12.5	24	4	16.7	0	0	0.0	0	0	0.0	62	15	24.2	43	8	18.6	1	4	0	0.0	2	0	0.0	1																
5 215	仙北市	52	14	26.9	45	13	28.9	11	2	18.2	10	1	10.0	0	0	0.0	0	0	0.0	41	12	29.3	35	12	34.3	0	0	0.0	0	0	0.0	61	17	27.9	57	17	29.8	1	5	0	0.0	2	0	0.0	1																
5 303	小坂町	137	36	26.3	86	18	20.9	21	2	9.5	10	0	0.0	25	5	20.0	16	3	18.8	91	29	31.9	60	15	25.0	70	43	61.4	37	17	45.9	47	21	44.7	25	7	28.0	1	5	0	0.0	1	0	0.0	1																
5 327	上小阿仁村	8	1	12.5	8	1	12.5	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	8	1	12.5	8	1	12.5	16	4	25.0	16	4	25.0	0	0	0.0	0	0	0.0	1	1	0	0.0	0	0.0	1																	
5 346	藤里町	7	2	28.6	7	2	28.6	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	7	2	28.6	7	2	28.6	6	2	33.3	6	0	0.0	7	4	57.1	2	0	0.0	1	1	0	0.0	0	0.0	1																	
5 348	三種町	9	2	22.2	8	1	12.5	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	9	2	22.2	8	1	12.5	3	0	0.0	2	0	0.0	13	4	30.8	11	2	18.2	1	8	0	0.0	1	0	0.0	1																
5 349	八峰町	15	2	13.3	15	2	13.3	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	15	2	13.3	15	2	13.3	27	7	25.9	27	7	25.9	27	10	37.0	27	10	37.0	1	4	0	0.0	0	0.0	1																	
5 361	五城目町	20	3	15.0	18	1	5.6	0	0	0.0	0	0	0.0	1	0	0.0	1	0	0.0	19	3	15.8	17	1	5.9	18	3	16.7	16	1	6.3	12	4	33.3	12	4	33.3	1	3	0	0.0	1	0	0.0	1																
5 363	八郎潟町	17	5	29.4	13	3	23.1	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	17	5	29.4	13	3	23.1	17	5	29.4	10	4	40.0	25	6	24.0	13	4	30.8	1	4	1	25.0	1	0	0.0	1																
5 366	井川町	8	0	0.0	8	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	8	0	0.0	8	0	0.0	11	2	18.2	11	2	18.2	19	9	47.4	19	9	47.4	1	7	3	42.9	1	0	0.0	1																
5 368	大湯村	6	0	0.0	6	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	6	0	0.0	6	0	0.0	10	3	30.0	9	2	22.2	12	5	41.7	11	4	36.4	1	7	1	14.3	1	0	0.0	1																
5 434	美郷町	9	2	22.2	9	2	22.2	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	9	2	22.2	9	2	22.2	5	1	20.0	5	1	20.0	12	5	41.7	12	5	41.7	1	8	1	12.5	1	0	0.0	1																
5 463	羽後町	14	1	7.1	13	1	7.7	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	14	1	7.1	13	1	7.7	5	4	80.0	1	0	0.0	31	8	25.8	25	4	16.0	1	6	0	0.0	2	0	0.0	1																
5 464	東成瀬村	23	11	47.8	18	7	38.9	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	23	11	47.8	18	7	38.9	65	37	56.9	33	12	36.4	87	53	60.9	33	9	27.3	1	1	0	0.0	0	0.0	1																	
5 464	東成瀬村	7	0	0.0	7	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	7	0	0.0	7	0	0.0	12	6	50.0	12	6	50.0	3	0	0.0	3	0	0.0	1	11	7	63.6	1	0	0.0	1																

調査時点	議会関係は2023年7月1日(その他2023年4月1日)
------	------------------------------

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査													
				議会名	問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上も認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)						
			1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上も認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上も認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他	
			14	1の合計	25	0	25		0			25	25	25	25	2	
			3	2の合計	0	18	0		25			0	0	0	0	2	
			0	3の合計	0	7			0			0	0	0	0	0	
			8	4の合計	0	0						0	0	0	0	1	
5	201	秋田市	1	秋田市職員の旧姓使用に関する取扱要綱 第1条 この要綱は、市長事務部に勤務する一般職の職員(臨時的任用職員および非常勤職員を除く。以下「職員」という。)が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関し、必要な事項を定めるものとする。	秋田市議会	1	3	1	秋田市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条第1項 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1
5	202	能代市	1	能代市職員旧姓使用取扱要綱 第3条 市長は、当該職員の旧姓の使用が職務の遂行に著しい支障を生じないと判断したときは、速やかに当該職員の旧姓の使用について承認するものとする。	能代市議会	1	3	1	能代市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1
5	203	横手市	1	横手市職員旧姓使用取扱に関する規定 第1条 この訓令は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項の一般職に属する職員(以下「職員」という。)が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍上の氏を改めた後に、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することについて必要な事項を定めるものとする。	横手市議会	1	2	1	横手市議会会議規則 第2条 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1
5	204	大館市	1	大館市職員旧姓使用取扱要綱 (旧姓を使用できる文書等) 第2条 職員は、専ら市の機関の内部において使用する文書等で、次に掲げる事項に該当し、かつ、総務部長が指定するものについて、旧姓を使用することができる。 (1) 公権力の行使に当たる行為に關しないもの (2) 職員としての身分に關しないもの (3) 職務の遂行又は事務処理において誤解又は混乱を生じさせるおそれがないもの	大館市議会	1	2	1	大館市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条(略) 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1
5	206	男鹿市	1	男鹿市職員旧姓使用取扱要綱 第2条 旧姓を使用することができる文書等は、旧姓を使用しても法令等に抵触するおそれなく、かつ、職務遂行上支障がないと認められる文書等とし、おおむね別表第1に掲げる基準に該当するものとする。	男鹿市議会	1	2	1	男鹿市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1
5	207	湯沢市	2		湯沢市議会	1	2	1	湯沢市議会会議規則 第1章 会議 第1節 総則 (参集) 第1条 省略 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 第2章 委員会 第1節 総則 (議長への通知) 第90条 省略 (欠席の届出) 第91条 委員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。 2 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1
5	209	鹿角市	1	鹿角市職員旧姓使用取扱要綱 第3条 職員は、法律及び条例等の規定に反するおそれなく、かつ、職務遂行上又は事務処理上著しい誤解や混乱を招くおそれのないものにおいて、旧姓を使用することができる。	鹿角市議会	1	2	1	鹿角市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1

都 道 府 県	市 区 町 村	区 町 村	名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																					
				問11-3及び4 議員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認められている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認められていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他								
				1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例														
5	210	由利本荘市	1	由利本荘市職員旧姓使用取扱要綱 第3条 市長は、当該職員の旧姓の使用が職務の遂行に著しい支障を生じないと判断したときは、速やかに当該職員の旧姓の使用について承認するものとする。	由利本荘市議会	1	2	1	由利本荘市議会会議規則 第2条 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2							1	1	1	1	1	1			
5	211	潟上市	1	潟上市職員の旧姓使用に関する取扱要綱 第1条 この訓令は、一般職の職員(臨時任用職員及び非常勤職員を除く。以下「職員」という。)が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍上の氏を取った後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を使用することに関して必要な事項を定めるものとする。 (旧姓を使用することができる範囲) 第2条 旧姓を使用できる文書等は、法令等に抵触するおそれなく職務遂行上支障がないと認められるものとし、概ね別表第1に掲げる基準に該当するものとする。 2 旧姓を使用することができない文書等は、別表第2に掲げる基準に該当するものとする。 (承認) 第3条 職員は、前条第1項に規定する範囲において旧姓を使用しようとするときは、あらかじめ市長の承認を得なければならない。 (申請) 第4条 職員は、前条の承認を受けようとするときは、旧姓使用承認申請書(様式第1号)を所属長を経て市長に提出しなければならない。 (承認等の通知) 第5条 市長は、旧姓の使用を承認(不承認)したときは、旧姓使用承認(不承認)通知書(様式第2号)により、所属長を経て当該職員に通知するものとする。 (旧姓使用の中止) 第6条 第3条の承認を受けて旧姓を使用している職員が、その使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届(様式第3号)を所属長を経て、市長に提出しなければならない。 (責務) 第7条 所属長は、所属職員の旧姓の使用に関し、適切な管理運用が図られるように努めなければならない。 2 旧姓を使用する職員は、旧姓の使用に当たり、常に市民及び他の職員に誤解や混乱が生じないように努めなければならない。 (承認の取消) 第8条 市長は、職務遂行上支障があると認めるときは、職員の旧姓の使用の承認を取り消すことができる。 (管理) 第9条 市長は、旧姓使用者台帳(様式第4号)を備え、職員の旧姓の使用について適正な管理に努めなければならない。 (その他) 第10条 この訓令に定めるもののほか、旧姓の使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。	潟上市議会	1	3	1	潟上市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 第83項第2項 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2								1	1	1	1	1	1		
5	212	大仙市	1	大仙市職員旧姓使用規程 第1条 この訓令は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由により戸籍の氏を変更した場合において、引き続き変更前の戸籍の氏(以下「旧姓」という。)を使用するときの手続その他必要な事項を定めるものとする。 第2条 この訓令の規定は、常勤の職員に適用する。 第3条 職員は、旧姓を用いて文書を作成し、又は旧姓を表示し、若しくは旧姓により応答することができる。ただし、法令等又は職務上特段の支障が生じる場合は、この限りでない。	大仙市議会	1	2	1	大仙市議会会議規則 第2条 第2項 議員は、出産のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2									1	1	1	1	1	1	2
5	213	北秋田市	4		北秋田市議会	1	2	1	北秋田市議会会議規則 (欠席の届出)第2条 議会は、公務、疾病、看護、育児、介護、配偶者の出産その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 (欠席の届出)第91条 委員は公務、疾病、看護、育児、介護、配偶者の出産その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2									1	1	1	1	1	1	

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																
			問11-3及び4 議員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	議 会 名	問12-1	問12-2	問12-3	問12-4	問12-5		問12-6	問12-7							
					議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-5で1.を選択した場合、休業期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上も認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)							
1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例		配偶者の 出産 育児 家族の 看護 家族の 介護 疾病 その他											
		にかほ市	4	にかほ市議会	1	2	1	にかほ市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため欠席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1
		仙北市	1	仙北市議会	1	2	1	仙北市議会会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため欠席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は、出産のため欠席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	4
		小坂町	4	小坂町議会	1	3	1	小坂町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため欠席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のために欠席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1
		上小阿仁村	4	上小阿仁村議会	1	2	1	上小阿仁村議会会議規則 第2条 議員は公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため欠席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のために欠席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1
		藤里町	4	藤里町議会	1	2	1	藤里町議会会議規則 (欠席の届出)第2条 議員は公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため欠席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のために欠席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1
		三種町	1	三種町議会	1	2	1	三種町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のために欠席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1
		八峰町	4	八峰町議会	1	2	1	八峰町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため欠席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のために欠席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1
		五城目町	4	五城目町議会	1	2	1	五城目町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため欠席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のために欠席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																
			問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上も認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)								
			1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他			
5363	八郎潟町	2		八郎潟町議会	1	3	1	八郎潟町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由をつけ、当日の会議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過するまでの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1
5366	井川町	1	井川町職員旧姓使用取扱要綱 第1条 この要綱は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由によって戸籍上の氏を改めた後も、以前使用していた氏(以下「旧姓」という。)を職場において使用することについて定めるものである。	井川町議会	1	3	1	井川町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1
5368	大潟村	2		大潟村議会	1	2	1	大潟村議会会議規則 第2条 第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1
5434	美郷町	1	美郷町職員旧姓使用取扱要綱 第3条 旧姓を使用することができる文書等は、法令等に抵触するおそれなく、かつ、職務遂行上支障がないと認められる文書等で、別表第1に掲げる基準のいずれかに該当するものとし、別表第2に掲げる基準のいずれかに該当する文書等については使用を認めないものとする。	美郷町議会	1	3	1	美郷町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1
5463	羽後町	1	羽後町職員旧姓使用取扱要綱 第1条 この要綱は、羽後町役場職員(臨時及び非常勤の職員を除く。以下「職員」という。)が、婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関して必要な事項を定めるものとする。	羽後町議会	1	2	1	羽後町議会会議規則 第2条2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の六週間(多胎妊娠の場合にあっては、十四週間)前日から当該出産の日後八週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1
5464	東成瀬村	4		東成瀬村議会	1	2	1	東成瀬村議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	2

調査時点	議会関係は2023年7月1日(その他2023年4月1日)
------	------------------------------

都 道 府 県	市 区 町 村	名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査														地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割
			問12-8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問12-9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問12-10 議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)を行っているか。	問12-11 問12-10で1.を選択した場合、行っている取組は、次のうちどれか。	問12-12 問12-11で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-13 ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	問12-14 当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	問12-15 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	問12-16 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-17 問12-16で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-18 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	問13 男女共同参画担当部署又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	問13-1 左記で、1.を選択した場合、該当部分の規定を記入してください。		
			1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	に1. 関するハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)を行っているか。	2. 議員向け研修を行っていますか。	3. その他	その他内容	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行おうとしている。 3. 行っておらず、今後、行おうとしている。	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用予定である。 3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用する予定はない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めている。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したことはない。		1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)		
			0	0	2						0	0	0	0		4	
			0	1	3	1	0	1			3	2	2	2		21	
			0	0	20						22	1	23	2		0	
			25	24										21			
5	201	秋田市	4	4	3						3	3	3	4		2	
5	202	能代市	4	3	3						3	3	3	2		2	
5	203	横手市	4	4	3						3	3	3	4		2	
5	204	大館市	4	4	3						3	3	3	4		2	
5	206	男鹿市	4	4	3						3	3	3	4		2	
	5	207	湯沢市	4	4	3						3	3	4		2	
	5	209	鹿角市	4	4	3						3	3	4	1	鹿角市地域防災計画 第2編第1章第6節第2条第13項 市は、男女共同参画拠点施設が、地域における防災活動の推進拠点となるよう、平常時及び災害時における男女共同参画担当と男女共同参画拠点施設の役割について、防災担当、男女共同参画拠点施設及び県と調整の上、明確化しておくよう努めるものとする。また、市の男女共同担当は、災害時には、男女共同参画の視点から、庁内や避難所等との間における連絡調整を行うため、予め、その体制の調整に努めるものとする。	
	5	210	由利本荘市	4	4	1		3	由利本荘市議会ハラスメント防止に関する申し合わせを行っている			3	3	4		2	
	5	211	湯上市	4	4	3						3	3	4		2	
	5	212	大仙市	4	4	3						3	3	4		2	
	5	213	北秋田市	4	4	1	1		北秋田市議会議員政治倫理条例 第3条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。(1)市民全体の代表者として、その品位と名誉を損なう一切の行為を慎み、その職務に関し不正の疑惑をもたれるおそれのある行為をしないこと。			3	3	2	1	北秋田市地域防災計画 (男女共同参画の視点を取り入れた体制の整備)男女共同参画を所管する市民生活部は、男女共同参画拠点施設が、地域における防災活動の推進拠点となるよう、平常時及び災害時における男女共同参画担当と男女共同参画拠点施設の役割について、防災担当、男女共同参画拠点施設及び県と調整の上、明確化しておく。また、市民生活部は、災害時には、男女共同参画の視点から、庁内や避難所等との間における連絡調整を行うため、予め、その体制の調整に努める。(女性の視点を取り入れた避難所対策)市は、避難所の開設及び運営にあたり、女性等の視点を取り入れた対策を実施する。(1)男女ニーズの違いへの配慮 ア)避難所の開設当初から、男女別トイレ、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室及び女性専用スペースを設ける。仮設トイレは、男性に比べて女性の方が混みやすいことから、できるだけ女性用のトイレの数を多めに設置するとともに、最低でも1つはユニバーサルデザインのトイレを設置するよう検討する。イ)避難所の受入にあたっては、乳幼児連れ、単身女性等のエリアの設定、間仕切り用パーテーション等の活用等、プライバシー及び安全・安心確保の観点から対策を講ずる。(2)妊産婦、乳幼児などへの配慮 ア)妊産婦や乳幼児は保健上の配慮を要するため、必要に応じて、妊婦、母子専用の休養スペースを確保したり、栄養の確保や健康維持のための生活面の配慮を行う。なお、妊産婦や乳幼児はそれぞれの時期や月齢、個人によっても差があることから、医療、健康、福祉等の専門家と連携し、個別の状況に応じた対応を行う。イ)母乳育児中の母子については、母乳が継続して与えられる環境を整えるとともに、哺乳瓶やお湯の衛生管理ができる環境を整える。ウ)女性や子どもに対する暴力を予防するため、男女ペアによる就業場所や女性専用スペース等の巡回警備を実施したり、防犯ブザーを配布するなど、安全・安心の確保に配慮する。	

都 道 府 県	市 区 町 村	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査											地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割			
		問12-8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問12-9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問12-10 議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)を行っていますか。	問12-11 問12-10で1.を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。	問12-12 問12-11で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-13 ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	問12-14 当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	問12-15 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	問12-16 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-17 問12-16で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-18 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	問13 男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	問13-1 左記で、1.を選択した場合、該当部分の規定を記入してください。		
		1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	に1. 関するハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)を認めていますか。	2. 議員向け研修を行っていますか。	3. その他	その他内容	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行う予定である。 3. 行っておらず、今後、行う予定もない。	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用予定である。 3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っておらず、今後行う研修で利用する予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。		1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)		
5	214	にかほ市	4	4	3					3		3	4		2	
5	215	仙北市	4	4	2					2		2	4		2	
5	303	小坂町	4	4	3					3		3	4		2	
5	327	上小阿仁村	4	4	2					3		3	4		2	
5	346	藤里町	4	4	2					2	2	3	4		2	
5	348	三種町	4	4	3					3		3	3		2	
5	349	八峰町	4	4	3					3		3	4		2	
5	361	五城目町	4	4	3					2	2	2	4		2	
5	363	八郎潟町	4	4	3					3		3	4		2	
5	366	井川町	4	4	3					3		3	4		2	
5	368	大湯村	4	4	3					3		3	4		2	
5	434	美郷町	4	4	3					3		3	4		1	美郷町地域防災計画 P5 総則 第14節 計画の推進 14 男女共同参画の推進 男女双方の視点や、高齢者、障害者などに配慮した防災を進めるため、防災会議委員への任命など防災に関する政策、方針決定過程及び現場での男女共同参画を推進するほか、地域を構成する多様な主体の参画を拡大し、各種防災対策の充実を努める。 P121 第3章 災害応急対策計画 第8節 避難対策計画 第5 指定避難所の開設及び運営 9 企画財政課は、男女共同参画拠点施設が、地域における防災活動の推進拠点となるよう、平常時及び災害時における企画財政課と男女共同参画拠点施設の役割について、住民生活課、男女共同参画拠点施設及び県と調整の上、明確化しておこう努める。また、企画財政課は、災害時には、男女共同参画の視点から、庁内や避難所等との間における連絡調整を行うため、予め、その体制の調整に努める。
5	463	羽後町	4	4	3					3		3	4		2	
5	464	東成瀬村	4	4	3					3		3	3		1	東成瀬村地域防災計画 第1 村の実施範囲(民生課) 避難場所、避難路等については具体的に定めるとともに、継続的にその見直しを行い、住民に対する周知徹底と避難の指示伝達体制の確立に努めている。 12 男女共同参画の視点を取り入れた体制の整備 村の男女共同担当部局は、男女共同参画拠点施設が、地域における防災活動の推進拠点となるよう、平常時及び災害時における村民生活課と男女共同参画拠点施設の役割について、庁内各課、男女共同参画拠点施設及び県と調整の上、明確化しておくよう努める。また、村民生活課は、災害時には、男女共同参画の視点から、庁内や避難所等との間における連絡調整を行うため、あらかじめ、その体制の調整に努める。